

恩納村沿岸域の利用・保全ルール

～豊かな海を次世代に～



恩納村

1. 共同宣言

恩納村沿岸域^{*}には、美しい岬やビーチが数多くあり、海岸域はすべて沖縄海岸国定公園に指定されています。サンゴ礁が発達する海域はもちろんのこと、白い砂浜、万座毛や真栄田岬などのような切り立った断崖、点在する無人島など海岸線も変化に富んでいます。この豊かな自然環境や地域の文化的景観は、村民の絶え間ない努力により維持されてきました。

また、恩納村は、国内有数の海洋性リゾート地域として知られ、年間数百万人が訪れるなど、都市との交流や国民の余暇活動の増大に寄与してきました。恩納村の海は国民公有の財産であることから、持続的な利用を図りつつ、良好な形で次世代へ継承することは、我々村民、さらには恩納村来訪者すべてが果たすべき責務と言えます。

このような考えに基づき、ルールの基本理念として、次のことを宣言します。

^{*}沿岸域とは、海域や海岸はもちろんのこと、これらに影響を及ぼす陸域をも含む空間を意味します。

(環境保全)

一、私たちは、恩納村沿岸域の豊かな自然環境を、次世代に良好な形で継承していきます。

(共生関係の構築)

一、私たちは、漁業と海域レジャー、さらには地域住民とのよりよい共生関係を築いていきます。

(協議・協働)

一、私たちは、これら2つの目標を、恩納村に関係する様々な立場の人達と協働しながら、達成していきます。



2. 恩納村沿岸域利用・保全ルールの策定に際して

恩納村では、「海を中心とした村づくり」の方針のもと、各人が最低限のマナーを守って海や海岸を利用するという意識が徹底されています。このことが秩序ある海の利用を可能にしてきた大きな要因です。例えば、豊かな海洋資源に恵まれる恩納村沿岸域は、漁業利用はもちろんのこと、ダイビングなどの観光レジャーによる利用も盛んです。両者が同じ海面を利用することから、以前より様々な調整ルールが存在し、それらを互いに尊重することで良好な関係を築いてきました。そして、この漁業とホテルやマリトレジャーなどの観光産業との相互協力により、「海業」の展開が促進され、地域経済の発展が図られてきています。

また、両者の振興、発展にとって、さらには地域のアイデンティティの象徴として重要なサンゴ礁の保全活動についても、様々な人達の協力のもと、今日まで続けられてきたという歴史があります。

このように、恩納村沿岸域においてこれまで培われてきた既存の地域ルールとその人的ネットワークを尊重していくことを本ルールの基本的考え方とします。

〈恩納村における漁業者と海域レジャー業者との共存について〉

恩納村では、海域レジャー業者は漁業者が漁業権海域において行う漁業を尊重するとともに、漁業者も海域レジャー業者が漁業権海域において行うマリトレジャー事業を尊重し、かつ両者は双方の共生を図るため誠意をもって対処することが約束されています。具体的な例としては、以下のような事項があげられます。

- 海域においてマリトレジャー事業を営む際は、漁業権の問題など、まずは**漁業協同組合に相談**し、海域の利用方法等について確認しています。
- ダイビング事業は、**漁業者が所有する船を利用**することで、漁場利用を巡るトラブルを未然に防いでいます。
- 漁業者は組合の指導の下、レジャー利用が盛んな海域での**操業を自主的に控え**、マリトレジャー事業の振興と利用者の安全の確保を図っています。

〈環境保全について〉

① 赤土流出防止対策

恩納村では、恩納村赤土流出防止対策協議会を中心とする、**開発行為の事前協議による発生源対策の強化**や定期的なパトロール、啓発活動等により、工事現場からの赤土流出量は、以前に比べて著しく低下しました。現在では、農地を対象とした流出防止対策の強化に取り組んでいます。

② 水質保全対策

恩納村では、「恩納村環境保全条例」において、リゾート用域の**汚水・排水等を高度処理し、一定の環境基準を守ることが義務づけられています**。また、**下水道についても順次整備を進めていくこと**としています。

③ サンゴの保全

恩納村では、かけがえのない美しいサンゴを守ることを目標とし、またオニヒトデの大発生を未然に防ぐことを目的として、**恩納村オニヒトデ対策ネットワークを組織し、効率的なオニヒトデ対策に取り組んでいます**。



オニヒトデの駆除



サンゴの移植

〈協議について〉

恩納村では、村の誇りである「美ら海」での様々な取組に対して、村役場、商工会、漁協などの担当職員による意見の集約と事務の連携に努めるとともに、必要に応じて当事者を招集し、十分な協議を行ってきました。

特に、海面の適正な利用、赤土流出防止対策など恩納村が進める「海を中心とした村づくり」の基本となる事項については、**関係者の横の連携を強化し、迅速かつ適切に問題解決を図っています**。

3. 恩納村沿岸域の漁業等の現状



魚介類セリ(前兼久漁港)



モズク養殖



アーサ養殖(南恩納)



シャコガイ養殖



オニヒトデ駆除

(平成19年3月末現在)



ダイビング(真栄田岬)



バナナボート(かりゆし)



シーカヤック(かりゆし)



体験学習(宇加地)

共同漁業権とは (シャコガイ漁業、イセエビ漁業、刺し網漁業など)
貝類、藻類など定着性の水産動植物を対象とする漁業や網漁具を移動しないように敷設して営む漁業を行う権利。

特定区画漁業権とは (モズク養殖、シャコガイ養殖など)
水面を区画して漁業を行う権利。養殖業のことをいう。